

平成28年度 第11回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年2月6日(月) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	(3件)
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(2件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する 意見について	(1件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する 意見について	(1件)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の決定について	(4件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成28年度第11回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、4番北原靖章委員、5番大串俊實委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、3件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から3朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から3番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、1議案2件でございます。

【議案の朗読並びに説明】

事務局 受付番号1番から2番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番から2番を岸川富差子委員をお願いします。

10番委員 受付番号1番は無償移転の案件です。譲渡人、譲受人は親子で生前一括贈与のために申請をされております。取得する田の周辺は水稻地帯であり、取得後も今まで通り耕作をされます。譲受人の後継者の方も農業をされる予定ということで家族協定を行い、規模拡大を目標にされています。協力委員と現地調査を行いました。管理をされており何ら問題ないと思います。

受付番号2番は使用貸借の新規の案件です。譲渡人、譲受人は親子関係で、経営移譲年金受給のために後継者に貸付けを行うということです。協力委員と現地調査を行いました。現在、田おこしをされてある農地とされてない農地がありました。体調を崩されており耕作がされていない状況ですが、親戚の方が農地の管理等をされております。地区の生産組合をお願いをして今後、注視していくようにいたしております。審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第2、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号をご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1議案1件です。

【議案第2号、1番朗読後、説明】

事務局 以上、受付番号1番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

副会長 協力員と現地調査を行いました。対象農地は飲食店の北側に位置し、両サイドに住宅、飲食店の駐車場と周辺には農地がなく耕作に不便な土地となっており転用後、周辺農地への影響もなく何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番委員 申請人は町外の方が現在、在宅している市町では農業はされていないのでしょうか。

事務局 農業はされておられません。

7 番委員 申請を提出されるまでは耕作はされていたのですか。

事務局 事務局が管理している台帳システムでは自作となっております。

議長 他にありませんか。
それでは採決いたします。議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第 2、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第 3 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 議案 1 件です。

【議案第 3 号、1 番朗読後、説明】

事務局 以上、受付番号 1 番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号 1 番を私が行います。

議長 受付番号 1 番は、対象農地の南北に道路、東側に事務所があり、用水ラインも末端であることから周辺農地に何ら影響はありませんので問題ないと思いま

議長

す。

議長

それでは、これより質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長

次に、日程第2、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第4号の議案書をご覧ください。

事務局

江北町長より平成29年2月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が1件、利用権新規の計画が2件、利用権再設定の計画が1件です。

面積は、所有権移転が6,917平方メートル、利用権新規が1,803平方メートル、利用権再設定が4,928平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容説明】

事務局

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番は事務局に、受付番号2番から3番は江頭幸典委員に、受付番号4番は岸川富差子委員をお願いします。

事務局 受付番号1番は、先月、売渡しをした農地で今回、公社から買戻しの案件です。先月の総会後に公社へ売渡後、売渡人が亡くなられたため、手続きを続行してよいか協議がありました。総会で決定を行い、翌日に告示、所有権が公社へ移転していたため、手続きを行っても法的な問題はないということでした。

3番委員 受付番号2番から3番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在、すでに借受人が耕作をされており、麦が作付けされておりました。何ら問題ないと思います。

10番委員 受付番号4番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。麦を耕作されており、管理もされておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番委員 受付番号1番の件ですが、10日に登記が完了したのですか。

事務局 10日に登記が完了ではなく、所有権が移転したということです。

7番委員 所有権移転したということは登記が完了したのと違うのですか。

事務局 登記が完了したのは先月の下旬頃です。10日に所有権移転が確定をされ、それに基づいて登記の申請を行うということです。登記の原因日が1月10日というようになります。

7番委員 事務的に完了したのが1月下旬で所有権移転日が1月10日ということですね。そしたら所有権移転日に印鑑証明等の書類が揃っておかないとできなかったということですか。

事務局 そうです。所有権移転の段階で書類が揃っているから手続きができるのであって、後日に印鑑証明を提出する等があれば手続きができないということになります。今回、総会時には書類が揃っており、所有権移転後に亡くなられた為、亡くなられた時点での所有権は佐賀県農業公社にありますので、手続きをしても法的に問題ないということです。

7 番委員 農業委員会の許可はその後でもよいのですか。

事務局 農業委員会は意見が決定したことを江北町長に報告をいたします。その後、町の方で告示をいたしますので告示日が許可日となり、所有権移転日となります。

議長 他にございませんか。

それでは採決いたします。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

10 : 30 閉

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 4 番委員

5 番委員

(会議書記) 事務局職員

